

松江市告示第 118号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月27日

松江市長 上 定 昭 仁



| 路線<br>番号 | 路 線 名     | 供 用 開 始 の 区 間<br>起 終 点 点          | 供用開始日    | 図面<br>番号 | 備考 |
|----------|-----------|-----------------------------------|----------|----------|----|
| 50006    | 森 脇 桑 並 線 | 松江市八雲町熊野343番2地先<br>" " " 346番24地先 | 令和7年 月 日 | 1        |    |

# 位置図 No. 1

供用開始路線 森脇桑並線



拡大図



 森脇桑並線 市道編入区域

地図出典: 国土地理院地図